

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 22 | 狭山市 予防接種に関する事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和3年9月10日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------------------|--|
| ①事務の名称 | 予防接種に関する事務 |
| ②事務の内容 | <p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)の規定に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、予防接種情報管理を行う。具体的には、特定個人情報を以下の事務にて取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害の給付手続きに関する事務 ③予防接種の実費徴収に関する事務 ④予防接種の記録管理に関する事務</p> <p>番号法別表第二に基づいて、狭山市は予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、特定個人情報について情報連携に必要な情報を副本として登録し、中間サーバーへ登録する。</p> |
| ③対象人数 | [10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 |
| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | |
| システム1 | |
| ①システムの名称 | 健康管理システム |
| ②システムの機能 | <p>個人の予防接種接種情報を登録することで、接種情報・予診情報の管理ができる。</p> <p>【照会機能】 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種日実施医療機関名等を入力する。</p> <p>【入力機能】 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を入力する。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 () |
| システム2～5 | |
| システム2 | |
| ①システムの名称 | 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) |
| ②システムの機能 | <p>1. 宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内DBに反映を行う機能。</p> <p>2. 統合宛名番号の附番機能 個人番号が新規加入されたタイミングで、統合宛名番号の附番を行う機能。</p> <p>3. 符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別番号の取得要求・取得依頼を行う機能。</p> <p>4. 情報提供機能 各業務で管理している提供業務情報を受領し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う機能。</p> <p>5. 情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う機能。</p> |

| | | |
|-------------|--|--|
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="radio"/> 宛名システム等 <input type="radio"/> その他（中間サーバー） | <input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="radio"/> 既存住民基本台帳システム <input type="radio"/> 税務システム |
|-------------|--|--|

システム3

| | | |
|-------------|---|---|
| ①システムの名称 | 中間サーバー | |
| ②システムの機能 | <p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報受領（照会した情報の受領）を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p> | |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="radio"/> その他（番号連携サーバー） | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム |

システム4

| | | |
|----------|---|--|
| ①システムの名称 | 宛名システム | |
| ②システムの機能 | <p>①住登者宛名管理機能：住登者を住記システムより連携、管理する機能</p> <p>②他システム連携機能：番号連携サーバーと連携する機能</p> | |

| | |
|-------------|---|
| | |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （ 番号連携サーバー ） |
| システム6～10 | |
| システム11～15 | |
| システム16～20 | |

| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------------------|--|
| 予防接種台帳 | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | <p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の10項、93の2項</p> <p>2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2</p> <p>以上の法令上の根拠により、予防接種関連事務において個人番号を利用する。</p> |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第8号 別表第二</p> <p>【情報提供に関すること】 番号法第19条第8号及び別表第二16の2項、16の3項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、12条の2の2、59条の2</p> <p>【情報照会に関すること】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2</p> |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 長寿健康部 保健センター |
| ②所属長の役職名 | 保健センター所長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| — | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|--|
| 予防接種台帳 | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 予防接種事業の対象者 |
| その必要性 | 予防接種事業の対象者管理や接種情報の管理を目的としているため、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報を保有。 |
| ④記録される項目 | [10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [<input type="radio"/>] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 () |
| その妥当性 | <p>【個人番号・4情報】 ・本人確認及び記載された個人番号をキー情報にして個人検索を実施するために必要。</p> <p>【その他識別番号】 ・庁内連携システムを利用している業務で対象者を正確に特定するために必要。</p> <p>【連絡先等情報】 ・通知業務に利用するために必要。</p> <p>【健康・医療関係情報】 ・接種情報を利用した事務を実施するために必要。</p> |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年3月1日 |
| ⑥事務担当部署 | 長寿健康部 保健センター |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | | | | | | | | |
|-------------------|--|--|-------|--|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| ①入手元 ※ | <input type="radio"/> 本人又は本人の代理人 <input type="radio"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="radio"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村) <input type="radio"/> 民間事業者 (医療機関) <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | |
| ②入手方法 | <input type="radio"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | |
| ③使用目的 ※ | 予防接種事業対象者の個人番号を利用して効率的な事務運用を図るため | | | | | | | | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 保健センター | | | | | | | |
| | 使用者数 | [10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | <選択肢> | | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| <選択肢> | | | | | | | | | |
| 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | | | | | | | |
| 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | | | | | | | |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 | | | | | | | | |
| ⑤使用方法 | 【予防接種対象者の管理に関する事務】 ・予防接種事業対象者の確認や接種通知の出力等を行う。また、未接種者の管理を行い、勧奨を行う。 【接種情報の管理に関する事務】 ・接種情報、予診情報の登録、接種済証や接種台帳など、接種記録の登録や出力等を行う。 | | | | | | | | |
| 情報の突合 | 氏名・生年月日・性別もしくは、当該システムにおける宛名情報等での突合 | | | | | | | | |
| ⑥使用開始日 | 平成28年3月1日 | | | | | | | | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|---|--|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件 | |
| 委託事項1 | 健康管理システムの保守・運用 | |
| ①委託内容 | 健康管理システムの保守作業、コンサルティング業務、帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査等 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | (株)両備システムズ | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | あらかじめ文書(再委託の業務名、再委託期間、再委託先、再委託業務に携わる業務従事者の氏名、業務場所、再委託理由を記載した文書)による申請を受け、許諾を判断する。 |
| | ⑥再委託事項 | 健康管理システムの保守作業、コンサルティング業務、帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等 |
| 委託事項2～5 | | |
| 委託事項2 | 予防接種情報のデータパンチ | |
| ①委託内容 | 予防接種予診票をもとに予防接種台帳で活用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | (株)埼玉計算センター | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| 委託事項6～10 | | |
| 委託事項11～15 | | |
| 委託事項16～20 | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (3) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | 都道府県知事又は市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法19条8号及び別表第二の16-2、16-3の項 |
| ②提供先における用途 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 予防接種事業関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 狭山市に住民登録している法定接種対象者 |
| ⑥提供方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供の求めがある都度 |
| 提供先2～5 | |
| 提供先2 | 市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号及び別表第2の115-2の項 |
| ②提供先における用途 | 新型インフルエンザ等対策措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 予防接種事業関係情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 狭山市に住民登録している法定接種対象者 |
| ⑥提供方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供の求めがある都度 |
| 提供先3 | |
| 提供先6～10 | |
| 提供先11～15 | |
| 提供先16～20 | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◇個人情報

1. 個人番号、2. 統合宛名番号、3. 宛名番号、4. 氏名情報、6. 生年月日、7. 性別、8. 現住所情報、9. 転出後住所情報、10. 外国人住民年月日情報、11. 通称名情報、12. 法30条45規定区分、13. 在留資格情報、14. 在留期間、15. 在留カード等情報、16. 個人特記情報、17. DVフラグ、18. 送付先住所情報、19. フォロー情報、20. 医療保険情報、21. 予約情報、22. 送付管理情報、23. 対象判定、24. 受診判定、25. 面接・相談・訪問情報

◇乳幼児等接種情報

1. 接種回数、2. 接種日、3. 接種日年齢(月齢)、4. 年度末年齢(月齢)、5. 接種判定、6. 接種区分、7. 各種接種ワクチン情報、8. 医療機関情報、9. 接種医師、10. ロットナンバー、11. 接種量、12. 課非情報、13. 特記事項、14. 未接種理由情報、15. 接種勧奨情報、16. データ管理情報

◇高齢者接種情報

1. 接種年度、2. 接種日、3. 接種年月日年齢、4. 年度末年齢、5. 接種判定、6. 各種接種ワクチン情報、7. 医療機関情報、8. ロットナンバー、9. 接種量

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|---|--|---|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護 ・業務従事者名簿の事前提出 ・再委託の制限(再委託する場合は事前承認が必要) ・目的外利用の禁止 ・知り得た秘密の遺漏の禁止 ・情報の複写・複製の禁止 ・必要に応じ、業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | 委託先と同様のリスク対策を実施する。 | |
| その他の措置の内容 | — | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱いの委託において、業務秘密保持契約書を交わしている。 | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [] 提供・移転しない |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | 番号法及び予防接種法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。 | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <p>誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しい情報を提供・移転するため、システム内でチェックを実施し、システム的に担保するとともに、適正に事務運用を行う。 | | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [] 接続しない(入手) | [] 接続しない(提供) |
|---|--|---|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報照会ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報ネットワークシステムに求め、情報照会ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>【中間サーバー運用における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報照会ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報ネットワークシステムに求め、情報照会ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>【中間サーバー運用における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 | | | |

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPNの技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には、一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

【当市における措置】

- ・職員対象にeラーニング研修を行っている。

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|--|--------------|---|
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | — | |
| 再発防止策の内容 | — | |
| その他の措置の内容 | — | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| — | | |

| 8. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <p>【本市における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関する研修を実施している。 ・情報セキュリティに関する研修を行っている。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務につく場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 |
| 10. その他のリスク対策 | |
| <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境により高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの軽減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 | |

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|--|
| ①請求先 | 狭山市 総務部 総務課 〒350-1380 埼玉県入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111(内線3520) |
| ②請求方法 | 指定書式による書面の提出により、開示・訂正・削除・中止請求を受け付ける。 |
| ③法令による特別の手続 | 市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求様式等を掲載している。 |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 狭山市 保健センター 〒350-1304 埼玉県狭山市狭山台3丁目24番 電話:04-2959-5811 |
| ②対応方法 | 問い合わせの際、対応内容について記録を残す。 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 令和3年8月1日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | 実施しない |
| ②実施日・期間 | — |
| ③主な意見の内容 | — |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | — |
| ②方法 | — |
| ③結果 | — |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|-----------|
| 令和3年9月10日 | I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供に関すること】 番号法第19条第7号及び別表第二16の2項、16の3項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、12条の2の2、59条の2 【情報照会に関すること】 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 | 【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供に関すること】 番号法第19条第8号及び別表第二16の2項、16の3項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、12条の2の2、59条の2 【情報照会に関すること】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 | 事後 | |
| 令和3年9月10日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ③委託先名 | (株)埼玉情報サービス | (株)埼玉計算センター | 事後 | |
| 令和3年9月10日 | V 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日 | 令和3年3月12日 | 令和3年9月10日 | 事後 | |
| 令和3年9月10日 | I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 所長 | 保健センター所長 | 事後 | |
| 令和3年9月10日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報の提供・委託提供先1 ①法令上の根拠 | 番号法19条7号 | 番号法第19条第8号 | 事後 | |
| 令和3年9月10日 | II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報の提供・委託提供先2 ①法令上の根拠 | 番号法19条7号 | 番号法第19条第8号 | 事後 | |

